

資料4

令和6年（2024年）11月22日

障がい者自立支援協議会

児童の日中一時支援支給決定量について

概 要

現在、児童の日中一時支援における支給量については、利用が増えると見込まれる期間（春・夏・冬休み期間）における1月当たりの支給量を多く設定し、また、その他の月については少なく設定しています。しかし、国におけるシステムの標準化以降、月ごとの支給量が異なる運用が出来なくなるため、18歳以上の障害者と同様、月当たりの支給量を一律として運用をすることとなります。

また、日中一時支援の運用変更に伴い、類似するサービスである短期入所についても取り扱いを変更するものです。

※ システムの標準化とは

現行のシステムは自治体ごとに仕様が異なるため、令和9年度から順次、国の主導のもと全国統一のものとしてシステムの標準化を図るもの。

なお、日中一時支援のシステム標準化は、最短で令和10年度に予定されている。

国より提示された標準化に関する仕様書において、月毎に異なる支給量の管理は実装できる機能に含まれていない。

変更内容

日中一時支援の支給量について ※1回あたり4時間

【現行】

2、5、6、9、10、11月⇒月22回
8月⇒44回
1、3、4、7、12、1月⇒月32回
計 年間336回

【変更後】（イメージ）

一律月28回
計 年間336回



短期入所の支給量について

【現行】

内容	短期入所の支給量
日中一時支援A型なし	7日/月
日中一時支援A型併給	3日/月

【変更後】（イメージ）

日中一時支援支給量	短期入所支給量
日中一時支援A型なし	7日/月
4回/月	6日/月
8回/月	5日/月
12回/月	4日/月
16回/月	3日/月
20回/月	2日/月
28回/月	0日（支給なし）



令和6年（2024年）11月21日

※ 令和9年度の報酬改定に合わせて変更する予定

※ 短期入所については、これまでも度々、支給量（利用日数）の多い18歳以上の運用と同じ取扱いにして欲しいとの要望あり

変更することによる影響範囲

令和3年11月からの3か年における日中一時支援の利用について確認した結果、月28回以上利用した実績はないため、利用者への大きな影響はないと想定しておりますが、今後、利用者の様々な状況等を考慮しながら、支給量については検討してまいります。

参 考

○月22回以上利用した児童の実績（令和5年7月～令和6年6月）

年月	人数
2023年8月	1人（25回）
2023年12月	1人（23回）
2024年3月	2人（23回、23回）
2024年4月	1人（24回）